

## 令和3年度 佐賀型商工業者BCP策定支援補助金 Q &amp; A

No.	分類	Q	A
1	補助対象者	補助対象事業者については、地域や市町などが限定されているのか。	地域や市町などの限定はありません。 ただし、令和3年8月豪雨により被災した事業者が対象となります（罹災証明書又は被災証明書等の写しが必要）。
2	補助対象者	個人事業主でも、本補助金に申請することは可能ですか。	可能です。
3	補助対象者	特定非営利活動法人や一般社団法人、一般財団法人、医療法人は対象ですか。	原則対象にはなりません。
4	補助対象者	同一人物が2つの事業を営んでいるのですが、それぞれの会社について申請することは可能ですか。	可能です。
5	補助対象事業	県外に所在する会社ですが、県内に所在する工場での事業は対象ですか。	県内に事業所を有する中小企業であれば補助対象となります。
6	補助対象事業	すでに実施している事業を、本補助金の対象事業にすることは可能ですか。	令和3年8月豪雨による災害発生以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができます。
7	提出書類	事業継続計画（BCP）とはどのような計画ですか。	事業者が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の被害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段等を取り決めた計画（中小企業庁が定める中小企業BCP策定運用指針（第2版）及びBCP様式類の基本コース以上の内容が網羅されている計画に限る。）のことをいいます。
8	応募方法	補助金の応募方法を教えてください。	補助金の応募については、商工会議所又は商工会が窓口になっていますので、それぞれの地域を所管している商工会議所又は商工会を通じて応募をお願いします。
9	応募方法	商工会議所、商工会の会員でなければ応募できないのですか。	商工会議所、商工会の会員でなくとも応募は可能です。 ただし、会員でない場合でも、応募については事業所の所在地を所管している商工会議所又は商工会を通じて行っていただく必要があります。
10	事業の実施	補助事業に係る契約において留意すべき点はありませんか。	補助事業に係る契約においては、補助事業の遂行上困難又は不相当である場合を除き、二者以上による見積り合わせを実施するなどして、単に利便性などで特定の業者を選定することがないようにしてください。
11	事業の実施	少額の契約についても二者以上の見積り合わせは必要ですか。	原則として二者以上による見積り合わせが必要ですが、1件の予定金額が10万円未満の契約については、単一業者からの見積りで契約することができます。

## 令和3年度 佐賀型商工業者BCP策定支援補助金 Q &amp; A

No.	分類	Q	A
12	事業の実施	補助事業に係る支出を明らかにした証拠書類とはどのような書類ですか。	証拠書類については、各経費につき、見積書、納品書、請求書、領収書を原則揃えてください。 なお、一枚の証拠書類に対象経費と対象経費に該当しないものが含まれている場合、対象経費の金額がわかるように示してください。

本Q&Aに記載されている内容は代表的な質問の一部です。ご不明な点は佐賀県産業政策課（0952-25-7182）までお問い合わせください。